

## 【アメリカ】未成年の喫煙防止とタバコ規制に関する法案

- \* 法定年齢(18 歳)未満の者の喫煙規制や輸入原材料、風味添加等による喫煙の促進や健康への影響を調査し、規制することを FDA(連邦食品医薬品局)の権限とする等を主な内容とする家族喫煙防止及びタバコ規制法案が、両院の委員会ですれぞれ審議された。

-----

上院法案(S.625)は、2007年2月15日提出、同年8月1日には保健教育労働年金委員会で修正の上、委員会報告書を提出する運びとなっていた。当時は直ちに本会議審議が行われるとも言われたが、2008年6月現在まだ動きはない。一方、同時期に提出された下院法案(H.R.1108)も、委員会報告書を提出すべきと決定されたのは翌年の4月2日であった。エネルギー商業委員会では、中小タバコ企業等の立場を代弁し法案に反対とみられた共和党委員にも賛成者が多数出たが、反対派に配慮した修正も行われた。

### 下院法案の内容

#### ＜タバコに対する FDA の規制＞

タバコを中毒性のある薬物として規制し、タバコの原材料や成分表示（含有ニコチン濃度、警告ラベル）、広告方法等についての評価を FDA が規制することを内容とする。外国産タバコにも、国産タバコの葉に適用する殺虫剤や化学物質の含有限度量基準等を満たすよう義務付け、その検査費用はタバコ会社側が、製薬会社が FDA の審査を受ける場合と同様の方法で負担する。検査費用は税で賄うべきという共和党側の主張もあったが、委員会管轄上の問題（税関係は歳入委員会の管轄）により退けられた。中小のタバコ企業はこの内容に反対している。フィリップ・モリス等のような大企業は中小企業と異なり、この規制を特段の不利益なく実施可能であり、更なる市場での優位性を獲得しうることにその理由である。当初からこの法案はフィリップ・モリスの意向を調整した形で策定されたとも言われ、同社はこの法案を支持している。また、この法案は未成年者へのタバコ販売規制強化のため、小売店に対する規制強化も内容とされていたが、委員会の段階で小売店側の事情に配慮した修正もなされた。規制推進派の要求を満たした委員会での修正には、タバコ会社による「煙なし」タバコや噛みタバコ等の、健康リスクが軽く見えるような記載の禁止もある。また HHS（連邦保健・福祉省）長官は、健康リスク軽減製品の申請審査のタイムラインを設定するため、法制定後、2年以内に規則またはガイダンスを策定するよう求められた。

#### ＜タバコ製品に対する FDA の規制・規制反対派への譲歩＞

FDA に競争入札によらずに発注可能な調査を行うための補助金を与え、法施行の結果、タバコ市場が大企業有利となる可能性の有無についての調査を義務付けた。タバコ製品の輸出入、密輸タバコや偽タバコの健康への影響を政府が調査することも定められた。従業員 350 人未満のタバコ企業は、製品テストと報告義務に応じるために、

少なくとも関連規則等の公布から 2 年間は時間的猶予が与えられ、さらに、全ての自社製造物のテストを終了させるため、4 年の猶予が与えられた。また、HHS 長官は事情を勘案し、更なる猶予も検討できるとした。中小企業がテスト用の研究室の入手を共同で行うことも認めた。規制・制度を改善するための時間的猶予を FDA に対し与えるため、法案成立後 10 年は実施を延期する規制反対派による修正は通過しなかった。近年、FDA の業務がオーバーフロー気味で適切に責務を果たせていないことについては、民主党や規制推進派は大筋で同意しており、タバコ規制に時間的猶予を与えても、FDA の問題自体の解決にはならないし、更なる予算措置を講じる方が有益と反論した。

#### <未成年へのタバコ販売規制>

未成年者へのタバコ販売を防止するため、委員会修正では、この法律制定から 18 か月以内に、HHS 長官が対面販売以外によるタバコ製品販売に関する規則を策定する義務、また制定から 2 年以内に未成年者をタバコ製品の販促やマーケティングから保護する規制を策定する義務が加えられた。小売店に違反のあった場合には、その地域の登録機関または小売店の登録地へ通告を出すことも義務付けられた。

#### <未成年へのタバコ販売規制・規制反対派への譲歩>

法定年齢未満の者への販売規制のため、アメリカでは自販機によるタバコの販売は原則禁止されており、タバコの販売は「対面販売」に限定されている。ただし、インターネットやメールオーダーの小売店は規制から除外されていた。今回、コンビニエンスストアでも、このような通販を可能とする委員会修正が行われた。長官は店舗にタバコ販売を禁止する際、またそのような違反に対して罰金を命じる際、小売店が法定年齢制限違反の販売を防ぐための効果的な手段を有していたかを考慮するよう義務付けた。また、一定期間は、6 回以上の違反があっても、1 万ドルを超える過料を科さないよう明文化した。また、法施行に当たっては、長官は各州と協力し、連邦の過料額を、小売店から州に支払われる額とあわせて考慮するよう定められた。

#### その他

しかし、幾つかの小規模企業は、下院委員会修正後の法案にも反対している。FDA がタバコを本質的に危険な製品であると規定することは理屈にあわず、タバコ規制は連邦取引委員会が行うべきで、健康問題を扱う FDA ではありえない、というのがその理由である。また、FDA は現状でも多岐にわたる業務管轄に疲弊しており、更なる責任の付与は重荷であるとも述べている。今回の法案では、タバコ購入規制や年齢制限の引き上げ、FDA に無条件にタバコの禁止を認める修正は行われなかった。風味添加タバコの規制や安全性の確認の問題では、メンソールタバコは対象から除外されている。メンソールタバコのシェアの圧倒的多数が黒人であるため、なぜメンソールを規制から除外するかについて、黒人のタバコ規制推進団体から異論が出されている。

(井樋 三枝子・海外立法情報課)